第七十二条の見出し中「多国間協力課」を「地球規模課題総括課」に改め、同条中「多国間協力課」を「地球規模課題総括課」に改め、同条第一号中「地球環境課」を「他課」に改め、同条第七号中「及び第二号」を「から第四号まで」に、「並びに経済協力」を「及び経済協力」に、「並びに専門機関課及び地球環境課」を「及び他課」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「及び第二号」を「から第四号まで」に、「並びに専門機関課及び地球環境課」を「及び他課」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「及び第二号」を「から第四号まで」に、「並びに専門機関課及び地球環境課」を「及び他課」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動（大臣官房及び他局並びに他課の所掌に係るものを除く。）に係る外交政策に関すること。

四　前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。

イ　社会の分野に係る事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境及び人道支援を除く。）

ロ　経済の分野に属する問題であって、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項（地球環境を除く。）

第七十三条を削る。

第七十四条第一号中「地球環境」の下に「（気候変動（地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第七十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（気候変動課の所掌事務）

第七十四条　気候変動課は、次に掲げる事項をつかさどる。

一　気候変動に係る外交政策に関すること。

二　気候変動に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三　気候変動に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四　気候変動に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

第七十七条を削る。

第七十六条第一号中「中南米、欧州、中東及びアフリカ」を「南西アジア及び中南米の諸国並びにアゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン及びアフガニスタン」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「中南米、欧州、中東及びアフリカ」を「第一号に掲げる諸国」に改め、「（無償資金・技術協力課及び有償資金協力課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第九号とし、同条第三号中「中南米、欧州、中東及びアフリカ」を「第一号に掲げる諸国」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号中「中南米、欧州、中東及びアフリカ」を「第一号に掲げる諸国」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号の次に次の五号を加え、同条を第七十七条とする。

二　前号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の無償の経済協力に関すること。

三　外務省の所掌に係る第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の技術協力に関すること。

四　外務省の所掌に係る第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の有償の経済協力に関すること。

五　第二号から前号までに掲げる事務に関して独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること。

六　第一号に掲げる諸国に関する国別及び地域別の無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

第七十五条第一号中「国別開発協力第二課」の下に「及び国別開発協力第三課」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「他課」を「国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課」に改め、同号を同条第十号とし、同条第三号中「国別開発協力第二課」の下に「及び国別開発協力第三課」を加え、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　賠償協定等（賠償又は無償の経済協力で賠償の実施の方式と類似の方式により実施されるものに関する条約その他の国際約束をいう。）の実施に伴う事務及び関係行政機関の事務の総括を行うこと。

第七十五条第二号中「国別開発協力第二課」の下に「及び国別開発協力第三課」を加え、同号を同条第七号とし、同条第一号の次に次の五号を加える。

二　国別及び地域別の無償の経済協力に関すること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

三　外務省の所掌に係る国別及び地域別の技術協力に関すること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

四　外務省の所掌に係る国別及び地域別の有償の経済協力に関すること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

五　第二号から前号までに掲げる事務に関して独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること。

六　国別及び地域別の無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌に属するものを除く。）。

第七十五条を第七十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（緊急・人道支援課の所掌事務）

第七十五条　緊急・人道支援課は、次に掲げる事項をつかさどる。

一　国際緊急援助活動に関すること。

二　人道支援に係る外交政策に関すること。

三　人道支援に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

四　人道支援に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

五　人道支援に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

第七十八条を次のように改める。

（国別開発協力第三課の所掌事務）

第七十八条　国別開発協力第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外務省の所掌に係る欧州（アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタンを除く。以下この条において同じ。）、中東（アフガニスタンを除く。以下この条において同じ。）及びアフリカに関する国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成に関すること。

二　欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の無償の経済協力に関すること。

三　外務省の所掌に係る欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の技術協力に関すること。

四　外務省の所掌に係る欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の有償の経済協力に関すること。

五　第二号から前号までに掲げる事務に関して独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること。

六　欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の無償の経済協力、技術協力及び有償の経済協力に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

七　欧州、中東及びアフリカに関する地域別の経済協力に関する国際機関等に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関すること。

八　欧州、中東及びアフリカに関する地域別の経済協力に関する国際機関等に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

九　前各号に掲げるもののほか、欧州、中東及びアフリカに関する国別及び地域別の経済協力に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。